

平和でこそ商売繁盛！ロシアはウクライナからすぐに撤退せよ！

発行：2022年4月11(月) No. 468

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8111  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

コロナ不況を民商の知恵と力で乗り越えよう！！

## 事業復活支援金の事前確認デー 対象になれば申請を

4月5日(火)午後2時から8時半まで、事業復活支援金の申請のための事前確認を行い、11人が終了。今回も、春原行政書士に民商事務所に来所していただき、順番に済ませました。個人の白色、青色、法人、業種もさまざま。

初めてのことで緊張気味の方もいましたが、みなさん無事、事前確認を終わらせほっとした表情。その後、40代の若手の会員は、スマホで30分ほどで申請を終了。「ありがとうございました」と笑顔で帰っていきました。

確定申告書に収受印がなかったり、申請するには書類が不足していたり、申請はあらためて行う方がほとんど。

柳澤会長からも「手伝います」との言葉があり、後日、2人の方が申請に来ることになりました。

まだまだ、問い合わせが多いため、下記の通り、学習会と事前確認デーを企画しています。

参加される方は、事前に申し込んでください。

### ＜事業復活支援金学習会＞

4月12日(火) 14時～

4月14日(木) 14時～・19時30分

事前確認デー(要予約)  
4月22日(金)  
14時～・19時～

## 成年年齢引き下げについて 弁護士 加藤悠史(名古屋北法律事務所)

4月1日から、民法が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。既に18歳選挙権などは制度化されていましたが、民法の改正は、色々な生活に影響があります。

民法では、様々な契約の成立要件などが定められていますが、契約は、当事者の自由な意思の合致により成立します。しかしながら、未成年者は、適切な判断をする能力が未成熟であるということで、未成年者が契約をする場合には、法定代理人(親)の同意が必要とされています。また、同意なく未成年者が行った契約は、後から取り消すことができます。

未成年者の基準を引き下げる改正ですが、その趣旨は、若者の自己決定権を尊重するというもので、世界でも18歳を成年年齢とする考えが主流になっています。

今回の民法改正により、18歳になれば、親の同意がなくても、携帯電話の契約をしたり、一人暮らしの部屋をかりたり、クレジットカードを作ったりものできるようになります。

他方で、若者に対する悪徳商法などの消費者被害の拡大も懸念されています。そのため、若者に対する消費者教育の充実や消費者契約法の改正なども求められています。商売上でも、お客さんが未成年者であったり、未成年者を雇用する場合に、親の同意書ももらっていますが、親の同意が必要になる年齢が変わることになります。

但し、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。これは、健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、年齢を引き下げるべきではないという考えからです。

## 4月1日に税務署から電話が

4月5日に来所した建設業のAさん。1日に自宅に税務署員から電話があり、「ご主人の携帯番号を教えてほしい、と言われて教えてしまったんです」と奥さん。現場にいたときに電話があり「所得税、消費税のことでお尋ねしたいことがある」と言われて「税務調査だと分かりました」とのこと。奥さんは

消費税  
なんでも  
相談会



「初めてのことで夜も眠れないほど心配になった」と。Aさんは、30年前に、自動車屋さんと飲み屋さんに聞いた「民商」のことを思い出し、調べて電話した、と話しました。

「Aさんの調査は任意調査ですから、納税者の権利を学習して、役員も含めて対策会議をしましょう」と励まし、入会しました。